

第4章 史跡の本質的価値

第1節 史跡の本質的価値の明示

前章までに述べたように、松山市内には、松山城・城下町やその歴史に関連する文化財や近世の町割りが残っている。これらは松山の歴史を今に伝える貴重な歴史遺産であり、松山城跡はその中心に位置する。

松山城跡は、四国最大の近世城郭であり、近世の松山藩の政庁が置かれ、松山藩の政治・経済・文化の中心であった。その中枢であった本丸跡、二之丸跡、三之丸跡などの郭や、三之丸跡を取り囲む堀などの主要な遺構、天守等の建造物が現存しており、城跡の大部分は国史跡、現存する建造物は国重要文化財に指定されるなど、その保護が図られている。現在、松山市のシンボルとして、市民の心の拠り所となっているだけでなく、緑豊かな城郭としての城山の景観は、松山市を象徴するものとして市民に広く受け入れられ、市内からも広く望むことができる状況である。

以上のことから、松山城跡の本質的価値は、以下のように整理できる。

(1) 城郭史上価値の高い多くの城郭遺構が良好に現存するとともに、縄張りや構築・修理技術の変遷を知ることができること

安土桃山時代に有力大名の城郭として築城され、江戸時代には瀬戸内や西国の外様大名を抑える役割を担った、四国最大の近世城郭であったことを示す、登り石垣をはじめ壮大な規模を誇る石垣や郭、土塁、堀等の遺構が、地下を含めて良好な状態で現存していること。また、それにより、織豊期の系譜を引く、全国的にも特筆すべき高い防御性を誇る複雑な縄張りやその変遷に加え、それを構成する石垣などの構築・修理技術の変遷を知ることができること。

(2) 城郭建築史上価値の高い多くの城郭建造物が良好に現存するとともに、縄張りや建築・修理技術の変遷を知ることができること

江戸時代から現存する12天守の1つである高い格式を誇る天守や、全国の近世城郭の中でも屈指の古さを誇る野原櫓や乾櫓、現存例が少ないだけでなく近世城郭の典型例ともいえる土塀など、城郭建築史上極めて価値が高い23棟もの城郭建造物(うち21棟が重要文化財)が現存していること。また、全国的にも特筆すべき高い防御性を誇る複雑な縄張りと一体となった建造物の配置・組み合わせや、建築・修理技術の変遷を知ることができること。

(3) 松山市のシンボルであり、緑豊かな都市公園や自然環境の保全、良好な景観等、多くの今日的価値を持つこと

現在、松山市のシンボルであり、四国最大の都市の中心にありながら、県指定天然記念物である松山城山樹叢を伴う緑豊かな都市公園・史跡公園として、広く市民に親しまれるとともに、松山市の自然環境の保全に大きな役割を果たしていること。また、100mを超える城山の頂上に本丸が所在し、そこに石垣をはじめとする城郭遺構や重文・復元等を含む城郭建築が多数存在することで、城山樹叢の豊かな緑と一体となった近世城郭としての良好な景観が、全国的にも珍しく市内各所から広く望むことができるとともに、その城郭としての景観が、松山市を象徴するものとして、市民に広く受け入れられ、その誇りともなっていること。

第2節 地区の設定

地区ごとの保存・管理の方針や方法を設定するため、遺構の性質や利用状況などを考慮して、史跡指定地を以下のように区分した。

表2-1 松山城跡の地区区分

地区名		範囲や定義
史跡指定地内	①本丸地区	本丸跡を中心にした範囲。長者ヶ平を含む。利用状況等を踏まえ、本丸周辺 (a) と長者ヶ平周辺 (b) に細分する。
	②二之丸地区	山腹の二之丸跡を中心にした範囲。黒門跡・櫓門跡・西大砲台等を含む。
	③三之丸地区	山麓にある三之丸跡を中心にした範囲。堀之内地区。堀を含む。
	④山林地区	城山のうち「本丸地区」及び「二之丸地区」を除いた範囲。
史跡指定地外	⑤周辺地区	史跡の周辺。旧城下町を含む。

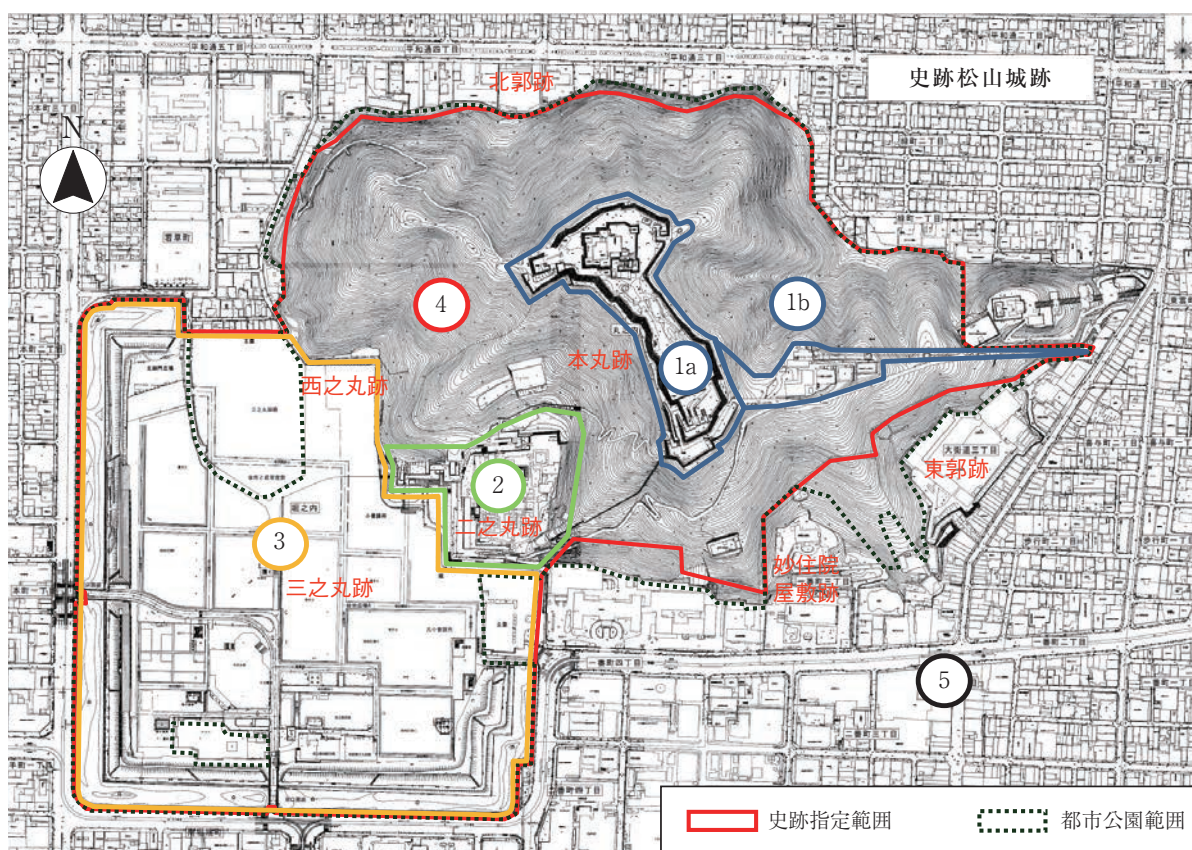


図3-8 松山城跡の各地区の範囲

第3節 構成要素の特定

松山城跡は様々な要素で構成されているが、「史跡」という観点からその要素を区分すると、まず、史跡指定地内の「史跡を構成する諸要素」と、史跡指定地外の「史跡周辺における諸要素」に大別される。

そのうち「史跡を構成する諸要素」は、「ア 史跡の本質的価値を構成する要素」、「イ 史跡の本質的な価値に準じる価値を有する要素」、「ウ 史跡の保存・活用に有効な要素」、「エ その他の要素」に分けられる。

また、「史跡周辺における諸要素」は、「オ 史跡の本質的価値に関連する要素」、「カ 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素」、「キ 史跡の保存・活用に有効な要素」、「ク その他の要素」に分けられる。

以上の概念を利用しながら、保存、活用、整備の現状を把握しながら課題を抽出し、それぞれの基本方針や方向性、方法を以下に示す。

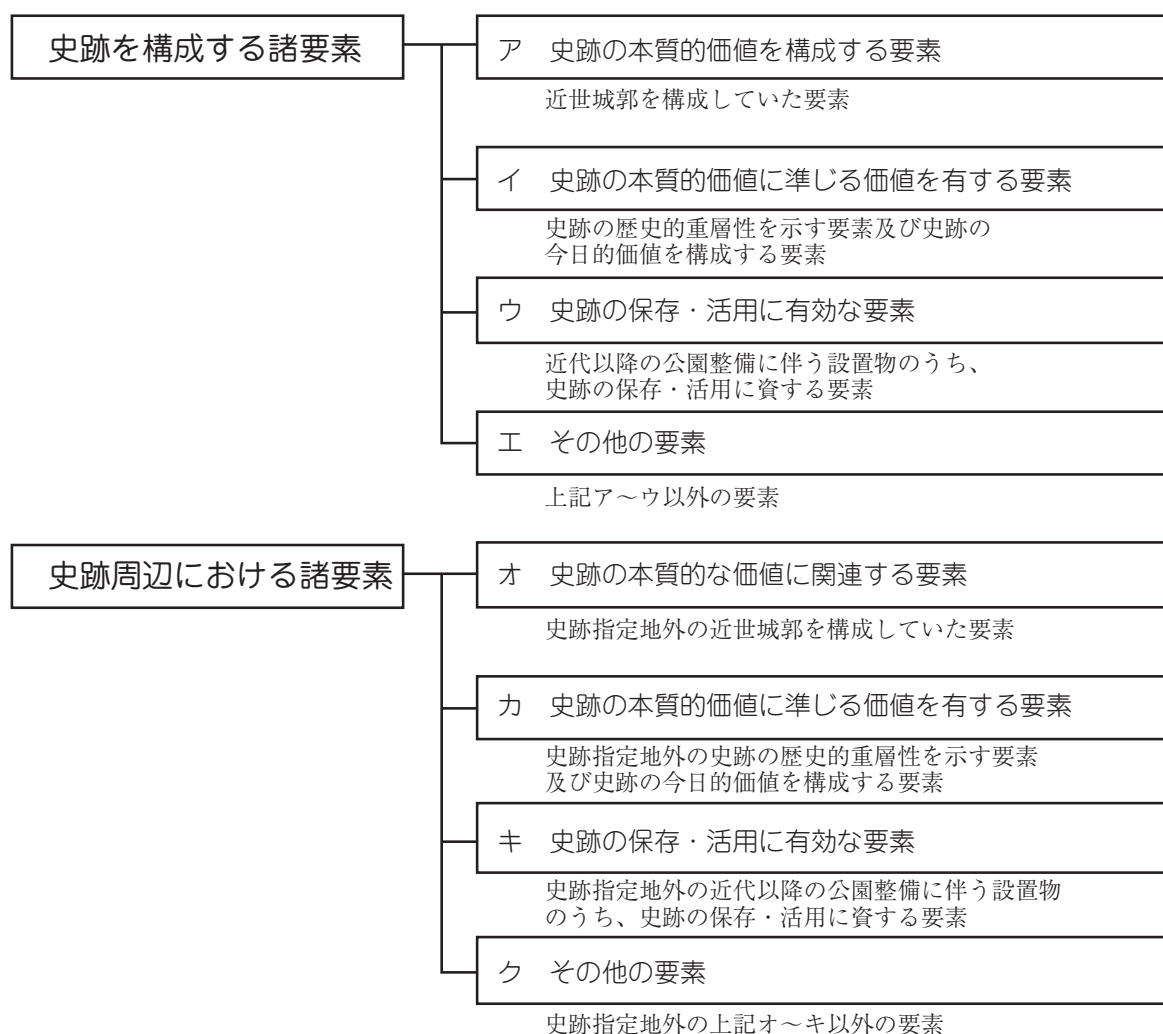


図39 松山城跡の構成要素の分類

(1) 史跡を構成する諸要素(史跡指定地内)

ア 本質的価値を構成する要素

【内容】歴史上または学術上の価値を有する近世城郭遺構であり、近世城郭を構成する郭、石垣、堀、土塁などの地上遺構や現存建造物、関連する地下遺構・遺物が含まれる。

郭(切岸を含む)、山腹斜面、石垣、堀、土塁、大井戸(池)、井戸、登城路、排水路、地下遺構・遺物(近世)、現存建造物(国重要文化財21棟、筋鉄門及び内門)

【保存方針】現状保存を原則とする。地下遺構・遺物(近世)については、必要に応じて計画的な確認調査の実施や、その成果を踏まえた整備等による顕在化について検討を行う。

イ 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素

【内容】史跡の歴史的重層性を示す近世城郭に先行又は後続する時期の地下遺構・遺物や、史跡の今日的価値に大きく関わる復元建造物、松山城山樹叢などが含まれる。

地下遺構・遺物(近世以外)、復元建造物、松山城山樹叢※1

【保存方針】現状保存を原則とするが、松山城山樹叢については、過密化が問題となっていることから、間伐等により森林としての適性化を進める。地下遺構・遺物(近世以外)については、必要に応じて計画的な確認調査の実施等について検討を行う。

ウ 史跡の保存・活用に有効な要素

【内容】近代以降の公園整備等に伴う設置物のうち、史跡の保存・活用に資する便益施設などが含まれる。また、整備に伴う設置物ではないが、建築史的な意義を踏まえ、長者ヶ平の電波塔についても当該区分に含まれる。

表面表示、復興建造物、近代以降の登山道、看板・標識・石碑、植栽、管理施設、便益施設、林泉庭、水琴窟、電波塔、記念碑、土地境界

【保存方針】改修を含め、適当な内容・規模を維持することを原則とする。外観等は、可能な限り史跡景観に配慮し、統一性の担保に努める。

エ その他の要素

【内容】史跡の保存・活用に直接関係しない教養施設・公益施設などが含まれる。

教養施設・公益施設

【保存方針】必要に応じて、移転・撤去の検討やその働きかけを行う。

(2) 史跡周辺における諸要素(史跡指定地外)

オ 史跡の本質的価値に関連する要素

【内容】史跡指定地外の歴史上または学術上価値を有する近世城郭遺構であり、郭、石垣などの地上遺構や、関連する地下遺構・遺物が含まれる。また、近接する坂の上の雲ミュージアムに収蔵される松山藩の普請関係史料である「近藤・豊島家文書」などが含まれる。

郭(切岸を含む)^{※2}、山腹斜面^{※2}、石垣^{※2}、東雲神社^{※2}、地下遺構・遺物(近世・城内[郭(切岸を含む)跡、石垣跡、堀跡])^{※2}、地下遺構・遺物(近世・城下[堀跡・土塁跡])^{※3}、近藤・豊島家文書(坂の上の雲ミュージアム蔵)

【保存方針】必要に応じて史跡指定を含む保存についての検討やその働きかけを行う。また、近藤・豊島家文書については、計画的に調査を行い、史跡の本質的価値の把握に努める。

カ 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素

【内容】史跡指定地外の近世城郭と同時期の城下町遺跡や町割に加え、史跡の歴史的重層性を示す近世城郭に先行又は後続する時期の地下遺構・遺物や萬翠荘が含まれる。また、史跡の今日的価値に大きく関わる山林などが含まれる。

城下町遺跡^{※2}、町割、地下遺構・遺物(近世以外)^{※2}、萬翠荘^{※4}、山林

【保存方針】必要に応じて発掘調査を含む保存についての検討やその働きかけを行う。また、萬翠荘については、必要に応じて連携についての検討やその働きかけを行う。

キ 史跡の保存・活用に有効な要素

【内容】史跡指定地外の近代以降の公園整備等に伴う設置物のうち、史跡の保存・活用に資する便益施設などが含まれる。

遺構表示、近代以降の登山道、看板・標識・石碑、治山施設、便益施設、加藤嘉明像

【保存方針】適当な規模・内容を維持することを原則とする。外観等は、可能な限り史跡景観に配慮し、統一性の担保に努める。

ク その他の要素

【内容】史跡指定地外の史跡の保存・活用に直接関係しない各種建築物などが含まれる。

各種建築物(オフィスビル、マンション、店舗、住宅等)、各種構造物(道路等)

【保存方針】必要に応じて文化財保護法や松山市景観計画等に基づき、埋蔵文化財の保護や眺望景観としての松山城跡の保全等についての検討やその働きかけを行う。

※1 県天然記念物

※2 全部又は一部、周知の埋蔵文化財包蔵地「No. 7 4 松山城跡」

※3 一部、周知の埋蔵文化財包蔵地「No. 7 1 土器堀跡」

※4 国重要文化財

表2-2 史跡を構成する諸要素(史跡指定地内)

区分		要素			
		①本丸地区	②二之丸地区	③三之丸地区	④山林地区
ア 史跡の本質的価値を構成する要素	地上遺構	郭(切岸を含む)、石垣(本丸周囲等)、井戸、登城路(大手道、古町道、[溺手道]、東雲道)、排水路	郭(切岸を含む)、山腹斜面、石垣(二之丸周囲・門跡等)、大井戸(池)・井戸・登城路(大手道)、排水路	郭(切岸を含む)、石垣(門跡)、堀(外堀)、土塁、排水路	郭(切岸を含む)、山腹斜面、石垣(登り石垣)、登城路(大手道、古町道[溺手道]、東雲道)、排水路
	地下遺構・遺物	地下遺構・遺物(近世)	地下遺構・遺物(近世)	地下遺構・遺物(近世)	地下遺構・遺物(近世)
	建造物	現存建造物(天守等重要文化財21棟、鉄筋門及び内門)			
イ 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素	地下遺構・遺物	地下遺構・遺物(近世以外)	地下遺構・遺物(近世以外[城の内3号墳等])	地下遺構・遺物(近世以外)	地下遺構・遺物(近世以外[城の内古墳群等])
	植生		松山城山樹叢		松山城山樹叢
	建造物	復元建造物(小天守等20棟以上)			
ウ 史跡の保存・活用に有効な要素	遺構表現	復興建造物(馬具槽)	表面表示(二之丸御殿)復興建造物(多聞櫓等)	表面表示(広場・園路・排水溝・馬場・馬場土手) ※北側は未整備	
	近代以降の登山道・看板等	看板(案内看板等)・標識(陸軍標、基準点等)・石碑(伯爵久松定謨頌徳碑等)	看板(案内看板等)・標識	看板(案内看板等)・標識(陸軍標等)	近代以降の登山道(県庁道、古町道、東雲道)、看板(案内看板)・標識(陸軍標等)
	植栽	サクラ(広場)等	サクラ・マツ等	サクラ(広場)、マツ(土塁)等	
	管理施設	緊急車両用道路・仮設坂路、券売所、手すり・柵・生垣・車止め、避雷設備・避難設備、照明・電気通信設備・埋設管、消火栓・消火設備・埋設管、水道設備・埋設管、排水設備・埋設管、ガス設備(プロパン)等	券売所、手すり・柵・生垣・車止め、落石防止ネット、照明・電気通信設備・埋設管・消火器、水道設備・埋設管、排水設備・埋設管、ガス灯・埋設管等	園路(車道)、作業員詰所、倉庫、手すり・柵・生垣・車止め、曝気装置、照明・電気通信設備・埋設管、消火器、水道設備・埋設管、排水設備・埋設管等	手すり・柵・階段・車止め、照明・電気通信設備・埋設管、消火器、水道設備・埋設管、排水設備・埋設管、擁壁・法枠等
	便益施設	トイレ、ベンチ・四阿・藤棚・俳句ポスト、ロープウェイ・リフト・山上駅舎・待合室、売店(城山荘、六実庵)・自販機・ゴミ箱・灰皿・双眼鏡等	トイレ、ベンチ・腰掛、茶室(観恒亭等3棟)、自販機・ゴミ箱・灰皿等	トイレ、ベンチ・四阿、駐車場(二之丸史跡庭園専用、県庁西)・駐輪場、時計、公衆電話、ポスト、自販機・ゴミ箱・灰皿等	
	その他	電波塔、土地境界	林泉庭、水琴窟、記念碑(松山市立城東中学校の沿革等)、土地境界	記念碑(歩兵第22連隊関連、戦災復興記念碑、市営球場跡等)、土地境界	記念碑(愛媛県師範学校附属小学校跡)、土地境界
エ その他の要素	教養施設・公共施設	NHK城山送信所、南海放送城山送信所		愛媛県美術館、愛媛県教育文化会館(愛媛県立図書館)、松山市民会館、NHK松山放送局、電気通信設備・埋設管、水道管、ガス管	排水池3基・埋設管、電気通信設備

表2-3 史跡周辺における諸要素(史跡指定地外)

区分	要素
オ 史跡の本質的価値に関連する要素	郭(切岸を含む)(東郭、妙住院屋敷)、山腹斜面、石垣(東郭)、東雲神社、地下遺構・遺物(近世・城内[郭(切岸を含む)跡、石垣跡、堀跡])、地下遺構・遺物(近世・城下[堀跡、土塁跡])、近藤・豊島家文書(坂の上のミュージアム蔵)
カ 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素	城下町遺跡(番町遺跡等)、町割、地下遺構・遺物(近世以外[城の内古墳群等])、萬翠荘、山林
キ 史跡の保存・活用に有効な要素	表面表示、近代以降の登山道(東雲道)、看板・標識・石碑(案内看板、陸軍標、基準点等)、治山施設(擁壁等)、便益施設(ロープウェイ・リフト山麓駅舎、喜与町駐車場)、加藤義明像
ク その他の要素	各種建築物(オフィスビル、マンション、店舗、住宅等)、各種構造物(道路等)